

第3章 成果目標

【成果目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者の自宅や公営住宅等の一般住宅、グループホーム等へ移行する人数を見込み、令和8年度末における地域移行目標者数を設定します。

1 第6期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である令和3年度から令和5年度までの合計。

※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

| 項目\年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5※ | 合計※ |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前年度末施設入所者数 | 208 | 199 | 204 | 207 | 206 | |
| 退所者数 | 19 | 8 | 9 | 11 | 6 | 26 |
| うち、地域移行者数 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 新規入所者数 | 10 | 13 | 12 | 10 | 14 | 36 |
| 当年度末入所者数 | 199 | 204 | 207 | 206 | 214 | |

| 項目 | 第6期目標値 | 成果(推計含む) | 評価 |
|---------------------|--------------------|--------------------------|----------------|
| 地域生活移行者数 | R3からR5までの 累計13人 | 累計1人(R4時点) 累計1人(R5時点) | 達成率8% 達成率8% |
| 福祉施設入所者数 (減少を評価) | R元と比較して -2人 | 7人増(R4時点) 15人増(R5時点) | 未達成 未達成 |

直近の施設入所の現状では、これまで両親を中心とした家族からの支援を受けながら在宅での生活を継続していた重度の障害のある人において、両親の高齢化により生活支援が困難になることで、入所に切り替わる事例が、施設での入院や死亡による退所を上回る傾向にあり、施設入所待ちとなる待機者数も高止まりの傾向にあります。

また、移行先となる地域でも、在宅生活での身体介護や家事支援など行う福祉サービスの提供等の社会資源など、重い障害のある方が在宅で生活するためのサービス提供の確保が十分な状況ではありません。

県内では老朽化に伴い閉鎖される入所施設はありましたが、近年は新設される入所施設がなく、県全体での施設入所者数は減少傾向にあります。

2 第7期計画の目標値

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------|------|------------------|
| 基準となる施設入所者数 | 206人 | 令和4年度末現在の全施設入所者数 |
| 令和8年度までの累計地域生活移行目標者数 | 13人 | 基準人数の6%(国の指針準拠) |
| 令和8年度時点の施設入所者の減少目標者数 | 2人 | 基準人数の1%削減(※) |

(※) 多くの入所待機者がいる中で大幅な施設入所の支給決定者数を減らすことは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数の微減を目標とします。(国の指針は基準人数の5.0%削減)

3 活動指標(検証項目)

(1) 地域生活移行 目標者数

| 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 備考 |
|------|-------|----|-------|----------|-------------|------------------------|
| 移行者数 | 1人 | 3人 | 3人 | 3人 | 4人 | 地域移行者の割合 (13人/206人) |
| 累計 | 年度末時点 | | R5+R6 | R5+R6+R7 | R5+R6+R7+R8 | 6.3% |
| | 206人 | | 6人 | 9人 | 13人 | |

(2) 施設入所者の減少目標者数

| 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 備考 |
|--------|------|------|------|------|-------|---------------------|
| 支給決定者数 | 206人 | 206人 | 205人 | 205人 | 204人 | 削減数の割合 (2人/206人) |
| 算定 | | | | | R4-R8 | 1% |
| | | | | | 2人 | |

4 推進に向けた施策

- ・介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がいのある人の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図ります。
- ・宿泊型自立訓練等福祉サービスを活用し地域生活への移行を推進します。
- ・地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施します。
- ・身近な地域で安心して生活できるように、自立生活援助の活用を図ります。
- ・障がい福祉サービス事業の体験利用等の活用を図ります。
- ・サテライト型グループホーム等の計画的な基盤整備を実施します。
- ・自立支援協議会「地域移行部会」等において関係機関との連携を図ります。

【成果目標2】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉、及び将来的には教育機関等の関係者による協議を実施することを目標とします。

1 第6期計画の評価

| R3 | R4 | R5 | 評価 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------|
| 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 | 一部達成 |

現在のところ、地域包括支援センターと定期的に課題の共有と検討を行う会議を開催し、高齢分野と障がい分野の連携を進めておりますが、保健、医療の関係者を含めた検討ができておらず、システム構築に向けた保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置が必要です。

2 第7期計画の目標値

| R6 | R7 | R8 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施 |

保健、医療、福祉等の関係者による課題の共有と検討を行う協議の場を設置し、将来的には教育機関など、児童支援も含めた地域包括ケアシステムの構築を目標とします。

3 活動指標（検証項目）

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|----|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数 | | 3回 | 3回 | 3回 | |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の参加者数 | 関係機関 | 保健 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | | 医療（精神科） | 3人 | 3人 | 3人 |
| | | 福祉 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | | 介護 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | | 当事者 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | 家族 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | その他 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価 | 目標設定 | 課題共有と検討 | 課題共有と検討 | 課題共有と検討 | |
| | 評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 | |

【成果目標3】 地域生活支援拠点等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、①身近な相談支援体制の整備、②一人暮らしやグループホームを体験する機会の場合、③緊急時の受け入れ、④医療的ケア、行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより、住まいを中心とした在宅生活を支援することが求められています。

上小圏域では、多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、平成29年4月には、地域生活支援拠点整備の一環として、在宅で暮らす障がいのある人が、家族の入院等により介助を受けられなくなる等の緊急時に、短期受け入れ先を確保する「緊急ショートステイ事業」の運用が始まりました。

現在、6つの輪番法人により「緊急ショートステイ事業」を実施する地域生活支援拠点が設置・運用されています。

地域生活支援拠点の機能を充実させるため、地域定着支援台帳の整備や地域定着支援の利用促進、自立生活援助の利用促進、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、関係機関とともに取り組みます。

また、コーディネーター的な役割を含めた支援体制、および緊急時の連絡体制の充実に努め、強度行動障害を有する者に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の充実に努めます。

1 第6期計画の評価

| 項目 | R3 | R4 | R5 | 評価 |
|---------------------|-----|-----|-----|------|
| 地域生活支援拠点等の数(※) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 達成 |
| 運用状況の検証及び検討の回数(回/年) | 3回 | 3回 | 3回 | 100% |

※上小圏域の市町村と共同で面的整備を継続。

2 第7期計画の目標値

| R6 | R7 | R8 |
|--|--|--|
| 地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上 | 地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上 | 地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上 |

3 活動指標

(1) 地域生活拠点の整備

| 項目 | R6 | R7 | R8 |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| 地域生活支援拠点等の数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| コーディネーターの配置 (※) | 実施 | 実施 | 実施 |
| 運用状況の検証及び検討 の回数(回/年) | 3回 | 3回 | 3回 |

※コーディネーター配置の取り組みは、運営委員会がその機能を果たしています。

(2) 行動障がいを有する者への支援体制の整備

| 項目 | | R6 | R7 | R8 |
|---------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 強度行動障害を有する 者への支援ニーズの把握 と支援体制の整備 | ニーズの把握と支援 体制の有無 | 検討 | 分析試行 | 実施 |
| | 実施の体制 | 自立支援協議会 において検討 | 自立支援協議会 において検討 | 自立支援協議会 において検討 |

強度行動障害について、直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」であり、家庭での養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態といわれています。

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉施設から一般就労へ移行する人数を見込み、令和5年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

I 第6期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である令和3年度から令和5年度までの合計。

※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

| 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5※ | 合計※ |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 福祉施設利用者数 | 1,170人 | 1,045人 | 1,082人 | 1,086人 | 1,073人 | |
| うち、就労移行支援事業所利用者数 | 68人 | 52人 | 57人 | 59人 | 64人 | |
| 一般就労移行者数 | 24人 | 15人 | 28人 | 23人 | 24人 | 75人 |
| うち、就労移行支援事業所利用者数 | 11人 | 9人 | 16人 | 9人 | 12人 | 37人 |

「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設

| 項目 | 第6期目標値 | 成果(推計含む) | 評価 |
|--------------------|----------|---------------------------|----------------------|
| 一般就労移行者数 | 単年度 33人 | R4 23人 R5 24人 | 達成率 70% 達成率 72% |
| 就労移行支援事業利用者数 | 単年度 15人 | R4 59人 R5 64人 | 達成率 393% 達成率 427% |
| 障がい者就労施設等からの物品等調達額 | 10,000千円 | R4 7,508千円 R5 14,140千円 | 達成率 75% 達成率 141% |

福祉施設利用者数の実績について、平成28年は1,089人、平成29年は1,123人と増加傾向にありましたが、感染症の影響によるものか、令和2年度に落ち込む傾向にありました。

その後、利用者数は戻りつつありますが、今後も社会情勢と雇用状況等を鑑みながら、継続して関係機関と連携した就労移行への取り組みを図る事が必要です。

2 第7期計画の目標値

(1) 福祉施設からの一般就労への移行

| 基準項目(令和3年度実績) | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|------------------------------|
| 基準となる一般就労移行実績人数 | 28人 | 国の基準は令和3年度の実績を基準として目標を定めるもの。 |
| うち、就労移行支援利用者数 | 16人 | |
| うち、就労継続支援(A型)利用者数 | 8人 | |
| うち、就労継続支援(B型)利用者数 | 4人 | |
| うち、生活介護及び自立訓練の利用者数 | 0人 | |

| 目標項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|-----------------|
| 令和8年度中の一般就労移行目標者数 | 39人 | 目標は基準人数の1.28倍以上 |
| うち、就労移行支援利用者数 | 21人 | 目標は基準人数の1.31倍以上 |
| うち、就労継続支援(A型)利用者数 | 11人 | 目標は基準人数の1.29倍以上 |
| うち、就労継続支援(B型)利用者数 | 7人 | 目標は基準人数の1.28倍以上 |
| うち、生活介護及び自立訓練の利用者数 | 1人 | 目標のための指針なし |

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

| 目標項目 | 数値 | 備考 |
|-----------------------------|---------------------|------------|
| 就労移行支援事業利用終了者の一般就労する割合が半数以上 | 就労移行支援事業者のうち半数以上が達成 | 国の指針によるもの。 |

(3) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用者

| 目標項目 | 数値 | 備考 |
|------------------------|-----|---|
| 令和3年度の就労定着支援事業利用者数 12人 | 17人 | 国の指針は、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍を目標として定めるもの。 |

(4) 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

| 目標項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------------|----------------------|------------|
| 就労移行支援事業利用終了者のうち就労定着率が7割以上 | 就労移行支援事業者のうち25%以上が達成 | 国の指針によるもの。 |

(5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------|----------|-----------------------------------|
| 基準となる調達額 | 7,508千円 | 令和4年度実績額 |
| 令和8年度の調達目標額(※) | 10,000千円 | 第3次上田市障がい者基本計画のとおり10,000千円を目標とした。 |

※県内でも高水準の目標額であるため、据え置きの目標額としました。

3 活動指標(検証項目)

| 年度 | R3(F) | R4 | R5 | R6 | R7 | R8(G) | 伸び率 (G)/(F) |
|-------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|----------------|
| ①~④合計 | 28人 | 23人 | 30人 | 32人 | 35人 | 39人 | 1.39倍 |
| 各項目の実績及び見込み | ①就労移行支援から | | | | | | |
| | 16人 | 9人 | 17人 | 18人 | 19人 | 21人 | 1.31倍 |
| | ②就労継続支援A型から | | | | | | |
| | 8人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | 11人 | 1.38倍 |
| | ③就労継続支援B型から | | | | | | |
| | 4人 | 7人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 1.75倍 |
| ④生活介護・自立訓練(生活訓練/機能訓練)から | | | | | | | |
| 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | - | |

4 推進に向けた施策

- ・障がい福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用促進、早期のモニタリングによるコミュニケーション能力の向上、技術の向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。
- ・就労するうえで必要となる能力向上のため、今後導入が予定されている、就労選択支援事業を踏まえて、就労アセスメントを実施するとともに、個別支援計画に反映させます。
- ・トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用し、スムーズな就労移行と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ・自立支援協議会の「就労専門部会」等において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備を図ります。
- ・離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針を作成し、障がい者就労施設等の受注機会の拡大について取組みます。
- ・就労後も自立した生活が維持できるよう、近隣市町村との連携に努めながら障がい福祉サービスの就労定着支援の基盤を整備し、生活面の課題解決(生活リズム、家計や体調管理など)に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用を促進します。
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び障がいのある高齢者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を推進します。
- ・社会情勢の変化から、認知度が少しずつ広がり始めた在宅ワークの対応について、本人の適性を確認しながら、適切な導入が図れるよう推進します。
- ・重度障がい者に対する就労支援として、雇用施策と連携し通勤や職場等での支援を行い、就労機会の拡大を図ります。

【成果目標5】 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

1 第6期計画の評価

| 項目\年度 | R3 | R4 | R5 | 評価 |
|-------------------------|----|----|----|----|
| 医療的ケア児等 コーディネーターの配置数 | 2人 | 3人 | 3人 | 達成 |

2 児童発達支援センターの機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

上田市には、児童発達支援センターが2か所あり、児童発達支援や保育所等訪問支援、及び、居宅訪問型児童発達支援等の重層的な地域支援体制が構築されています。障がい児及びその家族のニーズに応えられるよう、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を図り、児童発達支援センターの機能を更に強化しサービスを充実させることを目標とします。

| R6 | R7 | R8 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化 | 既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化 | 既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化 |

3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所の拡充

医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を拡充し、医療的ケア児等の支援体制の充実を目指します。

また、市が指定管理しサービス提供している事業所の指定管理者と協議検討を行い、引き続き児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指します。

| R6 | R7 | R8 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及びサービスの充実 | 医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及びサービスの充実 | 医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及びサービスの充実 |

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

| 項目 | | R6 | R7 | R8 |
|------------------------------|-------|----|----|----|
| 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備 | 体制の有無 | あり | あり | あり |
| | 実施の体制 | あり | あり | あり |

【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

また、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、障がい福祉サービスや地域生活支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実を図るため、必要な施策を確保していかなければなりません。これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となっています。

そこで、改めて地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の機能の強化・充実を図るため、次の取り組みを進めます。

また、圏域にて開催する自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域サービス基盤の改善などを図るとともに、複合的な課題への対応が高まっている状況に対し、地域の様々な分野との連携強化として、地域の医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携強化を推進します。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施
- ・個別事例の支援内容の検証の実施
- ・主任相談支援専門員の配置数
- ・医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携強化

(3) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ・自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施数及び参画事業者・機関数
- ・自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数

活動指標(検証項目)

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

| 項目 | R6 | R7 | R8 |
|----------------------------------|---------|---------|---------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数 | 76回 | 76回 | 76回 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 180件 | 180件 | 180件 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み | 3回 | 3回 | 3回 |
| 個別事例の支援内容の検証回数 | 70回 | 70回 | 70回 |
| 主任相談支援専門員の配置人数 | 基幹6、地域6 | 基幹7、地域6 | 基幹7、地域6 |

()内は、総合的・専門的な相談件数

(2) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

| 項目 | R6 | R7 | R8 |
|--------------------|-----|-----|-----|
| 相談事業所の参画による事例検討実施数 | 14回 | 14回 | 14回 |
| 参加事業者数・機関数 | 98 | 98 | 98 |
| 自立支援協議会の専門部会の設置数 | 7部会 | 7部会 | 7部会 |
| 自立支援協議会の専門部会の実施回数 | 35回 | 35回 | 35回 |

()内は、総合的・専門的な相談件数

【成果目標7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員においても、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することも必要です。

そこで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

1 第6期計画の評価

| 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数 | 項目 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | 目標 | 30人 | 30人 | 30人 |
| | 実績 | 3人 | 5人 | 13人 |
| | 達成率 | 10% | 17% | 43% |

| 項目 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|
| 審査結果の分析と結果を共有し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 実施回数 | 未実施 | 未実施 | |

各種研修や説明会について、コロナウイルス感染症の影響により開催等ができず、成果目標を達成できませんでした。今後は、オンライン方式などの手法を用いた情報提供や指導方法の検討を進めます。

2 活動指標（検証項目）

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の共有

| 項目 | R6 | R7 | R8 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|
| 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数 | 30人 | 30人 | 30人 |